

◎佐賀県条例第47号

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例

佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県食品衛生条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第51条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業の施設の基準)</p> <p>第1条の3 <u>法第51条に規定する営業の施設の基準は、別表第2のとおりとする。ただし、この基準によることができないものであって知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(営業の許可)</u></p> <p>第2条 <u>次に掲げる営業を営もうとする者は、当該営業及び施設ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第52条第1項の規定により営業の許可を受けている者が当該営業に係る施設を使用して知事が認める営業を営もうとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>水あめ製造業</u></p> <p>(2) <u>ジャム又はマーマレード類製造業</u></p> <p>(3) <u>魚介類加工業（魚介類を加工して裂きいか、みりん干しそ</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県食品衛生法施行条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第54条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。第8条において「施行令」という。）第8条第1項に規定する基準等について定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業の施設の基準)</p> <p>第1条の3 <u>法第54条に規定する営業の施設の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。第8条において「省令」という。）第66条の7で定める基準とする。ただし、この基準によることができないものであって知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。</u></p> <p>第2条から第5条まで <u>削除</u></p>

改正前	改正後
<p><u>の他これらに類する製品又は白焼き、ゆで物若しくは半乾燥品を製造する営業をいう。)</u></p> <p><u>(4) 生食用魚介類の小分け包装業</u></p> <p><u>(5) 味付けのり製造業</u></p> <p><u>(6) ところてん製造業</u></p> <p><u>(7) こんにゃく製造業</u></p> <p><u>(8) そうざい半製品製造業（ギョウザ、コロッケ、ハンバーグその他のそうざいの半製品を製造する営業をいう。)</u></p> <p><u>(9) 漬物類製造業（植物性又は動物性の原料を塩、しょうゆ、みそ、こうじ、酢、ぬか、からし、もろみその他の材料に漬け込んだもの又はアルコール、酸等に漬け込んで保存性を高めたもので、通常副食物として直接摂食することができる食品を製造する営業をいう。)</u></p> <p><u>(営業の登録)</u></p> <p><u>第3条 次に掲げる営業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 豆腐又はその加工品の行商</u></p> <p><u>(2) 魚介類（魚介類及び鯨肉類並びにこれらの加工品（くん製品、乾燥品及び塩蔵品を除く。）をいう。）の行商</u> <u>(許可の基準等)</u></p> <p><u>第4条 知事は、前2条に掲げる営業の施設等が規則で定める基準に適合すると認めるときは、許可又は登録をしなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、第2条の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 前条の登録の有効期間は、登録を受けた日から1年以内の3月31日までとする。</u> <u>(営業者の地位の承継)</u></p>	

改正前	改正後
<p>第4条の2 第2条の許可を受けた者（以下この条において「許可業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（登録証）</p> <p>第5条 知事は、第4条の登録をした場合においては、登録証を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の登録証を紛失し又は損傷した者は、再交付を受けることができる。</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第6条 別表第3の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料について、当該各号の右欄に掲げる額を、当該許可等の申請の際県に納付しなければならない。</p> <p>（許可の取消等）</p> <p>第7条 知事は、第2条又は第3条の規定により許可又は登録を受けた業者が施設等の必要な基準に違反した場合においては、その整備改善を命じ又は営業の禁止、停止の措置若しくは許可又は登録の取消をすることができる。</p> <p>（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準）</p> <p>第8条 食品衛生法施行令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、食品</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第6条 別表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料について、当該各号の右欄に掲げる額を、当該許可等の申請の際県に納付しなければならない。</p> <p>第7条 削除</p> <p>（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準）</p> <p>第8条 施行令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、省令第36条で定める基準とする。</p>

改正前	改正後
<p>衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第36条に定める基準とする。</p> <p>（罰則）</p> <p><u>第9条</u> 第2条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第3条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>第9条</u> 削除</p>

別表第1及び別表第2を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																					
別表第3 （第6条関係）	別表 （第6条関係）																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">納付義務者</th> <th style="width: 17%;">手数料</th> <th style="width: 50%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法第52条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td> (1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は、<u>8,000円</u>） (2) 略 </td> </tr> <tr> <td>3 法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">喫茶店営業許可申請手数料</td> <td> (1) 新規許可の場合 9,600円（仮設営業の場合又は常設営業のうち削氷のみの営業の場合は、<u>4,800円</u>） (2) 更新許可の場合 <u>6,700円</u>（仮設営 </td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料	額	1 略			2 法第52条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は、 <u>8,000円</u> ） (2) 略	3 法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けようとする者	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円（仮設営業の場合又は常設営業のうち削氷のみの営業の場合は、 <u>4,800円</u> ） (2) 更新許可の場合 <u>6,700円</u> （仮設営	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">納付義務者</th> <th style="width: 17%;">手数料</th> <th style="width: 50%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td> (1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は8,000円、<u>臨時営業の場合は3,500円</u>） (2) 略 </td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料	額	1 略			2 法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は8,000円、 <u>臨時営業の場合は3,500円</u> ） (2) 略
納付義務者	手数料	額																				
1 略																						
2 法第52条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は、 <u>8,000円</u> ） (2) 略																				
3 法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けようとする者	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円（仮設営業の場合又は常設営業のうち削氷のみの営業の場合は、 <u>4,800円</u> ） (2) 更新許可の場合 <u>6,700円</u> （仮設営																				
納付義務者	手数料	額																				
1 略																						
2 法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 16,000円（仮設営業の場合は8,000円、 <u>臨時営業の場合は3,500円</u> ） (2) 略																				

改正前			改正後		
		業の場合又は常設営業のうち削氷のみの営業の場合は、4,800円)			
4 法第52条第1項の規定による菓子製造業の許可を受けようとする者	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円（仮設営業の場合又は常設営業のうち回転焼若しくはこれに類似するもののみの営業の場合は、7,000円） (2) 更新許可の場合 10,000円（仮設営業の場合又は常設営業のうち回転焼若しくはこれに類似するもののみの営業の場合は、7,000円）			
5 法第52条第1項の規定によるあん類製造業の許可を受けようとする者	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円			
6 法第52条第1項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可を受けようとする	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円（仮設営業の場合又は常設営業のうちソフトアイ			

改正前			改正後		
者		スクリームのみの営業の場合は、7,000円) (2) 更新許可の場合 10,000円 (仮設営業の場合又は常設営業のうちソフトアイスクリームのみの営業の場合は、7,000円)			
7 法第52条第1項の規定による乳処理業の許可を受けようとする者	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円			
8 法第52条第1項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可を受けようとする者	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円			
9 法第52条第1項の規定による乳製品製造業の許可を受けようとする者	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円			
10 法第52条第1項の規定による集乳業の許可を受けようとする者	集乳業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円 (2) 更新許可の場合 6,700円			

改正前			改正後		
11 法第52条第1項の規定による乳類販売業の許可を受けようとする者	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円 (仮設営業の場合は、4,800円) (2) 更新許可の場合 6,700円 (仮設営業の場合は、4,800円)			
12 法第52条第1項の規定による食肉処理業の許可を受けようとする者	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円			
13 法第52条第1項の規定による食肉販売業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 9,600円 (仮設営業の場合は、4,800円) (2) 更新許可の場合 6,700円 (仮設営	3 法第55条第1項の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可を受けようとする者	自動販売機営業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円 (2) 更新許可の場合 6,700円
			4 法第55条第1項の規定による食肉販売業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 9,600円 (2) 更新許可の場合 6,700円

改正前			改正後		
		業の場合は、4,800円)			
14 法第52条第1項の規定による食肉製品製造業の許可を受けようとする者	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円			
15 法第52条第1項の規定による魚介類販売業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 9,600円(仮設営業の場合は、4,800円) (2) 更新許可の場合 6,700円(仮設営業の場合は、4,800円)	5 法第55条第1項の規定による魚介類販売業の許可を受けようとする者	略	(1) 新規許可の場合 9,600円 (2) 更新許可の場合 6,700円
16 法第52条第1項の規定による魚介類競り売り営業の許可を受けようとする者	略		6 法第55条第1項の規定による魚介類競り売り営業の許可を受けようとする者	略	
17 法第52条第1項の規定による魚肉練り製品製造業の許可を受けようとする者	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円			
18 法第52条第1項の規定による食品の冷凍又は冷蔵業の許可	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合			

改正前			改正後		
を受けようとする者		15,300円			
19 法第52条第1項の規定による食品の放射線照射業の許可を受けようとする者	略		7 法第55条第1項の規定による集乳業の許可を受けようとする者	集乳業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 9,600円 (2) 更新許可の場合 6,700円
			8 法第55条第1項の規定による乳処理業の許可を受けようとする者	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
			9 法第55条第1項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可を受けようとする者	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
			10 法第55条第1項の規定による食肉処理業の許可を受けようとする者	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
			11 法第55条第1項の規定による食品の放射線照射業の許可を受けようとする者	略	
			12 法第55条第1項の規定による菓子製造業の許可を受けようとする者	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円

改正前			改正後		
20 法第52条第1項の 規定による清涼飲料 水製造業の許可を受 けようとする者	略		13 法第55条第1項の 規定によるアイスク リーム類製造業の許 可を受けようとする 者	アイスクリー ム類製造業許 可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円
			14 法第55条第1項の 規定による乳製品製 造業の許可を受けよ うとする者	乳製品製造業 許可申請手数 料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
21 法第52条第1項の 規定による乳酸菌飲 料製造業の許可を受 けようとする者	乳酸菌飲料製 造業許可申請 手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円	15 法第55条第1項の 規定による清涼飲料 水製造業の許可を受 けようとする者	略	
			16 法第55条第1項の 規定による食肉製品 製造業の許可を受け ようとする者	食肉製品製造 業許可申請手 数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
			17 法第55条第1項の 規定による水産製品 製造業の許可を受け ようとする者	水産製品製造 業許可申請手 数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円

改正前			改正後		
22 法第52条第1項の規定による冰雪製造業の許可を受けようとする者	略		18 法第55条第1項の規定による冰雪製造業の許可を受けようとする者	略	
23 法第52条第1項の規定による冰雪販売業の許可を受けようとする者	冰雪販売業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円			
24 法第52条第1項の規定による食用油脂製造業の許可を受けようとする者	略		19 法第55条第1項の規定による液卵製造業の許可を受けようとする者	液卵製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円
25 法第52条第1項の規定によるマーガリン又はショートニング製造業の許可を受けようとする者	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円	20 法第55条第1項の規定による食用油脂製造業の許可を受けようとする者	略	
26 法第52条第1項の規定によるみそ製造業の許可を受けようとする者	みそ製造業許可申請手数料	略	21 法第55条第1項の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可を受けようとする者	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	略

改正前			改正後		
			者		
27 法第52条第1項の規定によるしょうゆ製造業の許可を受けようとする者	しょうゆ製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円			
28 法第52条第1項の規定によるソース類製造業の許可を受けようとする者	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円			
29 法第52条第1項の規定による酒類製造業の許可を受けようとする者	略		22 法第55条第1項の規定による酒類製造業の許可を受けようとする者	略	
30 法第52条第1項の規定による豆腐製造業の許可を受けようとする者	略		23 法第55条第1項の規定による豆腐製造業の許可を受けようとする者	略	
31 法第52条第1項の規定による納豆製造業の許可を受けようとする者	略		24 法第55条第1項の規定による納豆製造業の許可を受けようとする者	略	
32 法第52条第1項の規定による麺類製造業の許可を受けようとする者	略		25 法第55条第1項の規定による麺類製造業の許可を受けようとする者	略	

改正前		改正後	
33 法第52条第1項の規定によるそうざい製造業の許可を受けようとする者	略	26 法第55条第1項の規定によるそうざい製造業の許可を受けようとする者	略
34 法第52条第1項の規定による缶詰又は瓶詰食品製造業の許可を受けようとする者	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円	
		27 法第55条第1項の規定による複合型そうざい製造業の許可を受けようとする者	複合型そうざい製造業許可申請手数料 (1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
		28 法第55条第1項の規定による冷凍食品製造業の許可を受けようとする者	冷凍食品製造業許可申請手数料 (1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
		29 法第55条第1項の規定による複合型冷凍食品製造業の許可を受けようとする者	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 (1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
		30 法第55条第1項の規定による漬物製造業の許可を受けようとする者	漬物製造業許可申請手数料 (1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円

改正前			改正後		
			31 法第55条第1項の 規定による密封包装 食品製造業の許可を 受けようとする者	密封包装食品 製造業許可申 請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
			32 法第55条第1項の 規定による食品の小 分け業の許可を受け ようとする者	食品の小分け 業許可申請手 数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合 10,000円
35 法第52条第1項の 規定による添加物製 造業の許可を受けよ うとする者	略		33 法第55条第1項の 規定による添加物製 造業の許可を受けよ うとする者	略	
36 第2条の規定によ る営業の許可を受け ようとする者	食品衛生条例 営業許可申請 手数料	3,800円			
37 第3条の規定によ る営業の登録を受け ようとする者	食品衛生条例 登録申請手数 料	400円			
38 第5条第2項の規 定による登録証の再 交付を受けようとし る者	食品衛生条例 登録証再交付 申請手数料	400円			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。